

「(仮称) 万博レガシー共創フェスタ」 飲食店出店者募集要領 (案)

1. 目的

大阪・関西万博の後、信楽焼産地として万博に関わった歴史や財産を地域に遺すことを目的としたイベント「(仮称) 万博レガシー共創フェスタ」の開催にあたり、フードサービス提供者を募集します。

2. イベント概要

「(仮称) 万博レガシー共創フェスタ」

大阪・関西万博後に、信楽焼産地として万博に関わった歩みを振り返るとともに、子どもたちの「学び」につながるアート、クラフト及び伝統工芸をテーマにしてワークショップを行い、信楽から未来のクリエイターを創出することにつながるイベントです。

ゲストには、大阪・関西万博のシグネチャーパビリオンの一つである「いのちの遊び場クラゲ館」プロデューサーの「中島さち子氏 (STEAM 教育者、ジャズピアニスト)」をお招きし、トークやライブ等のステージを行います。

3. 募集概要

会場となる滋賀県立陶芸の森 太陽の広場で、10時00分～15時00分の間、貸出テント (2K×3K) またはキッチンカーにより飲食営業をする出店者を募集します。

営業に要する費用はすべて出店者の負担とし、出店料は免除します。

4. 運営主体

甲賀市

5. 実施日

令和7年11月9日(日) 10:00～15:00

6. 出店場所

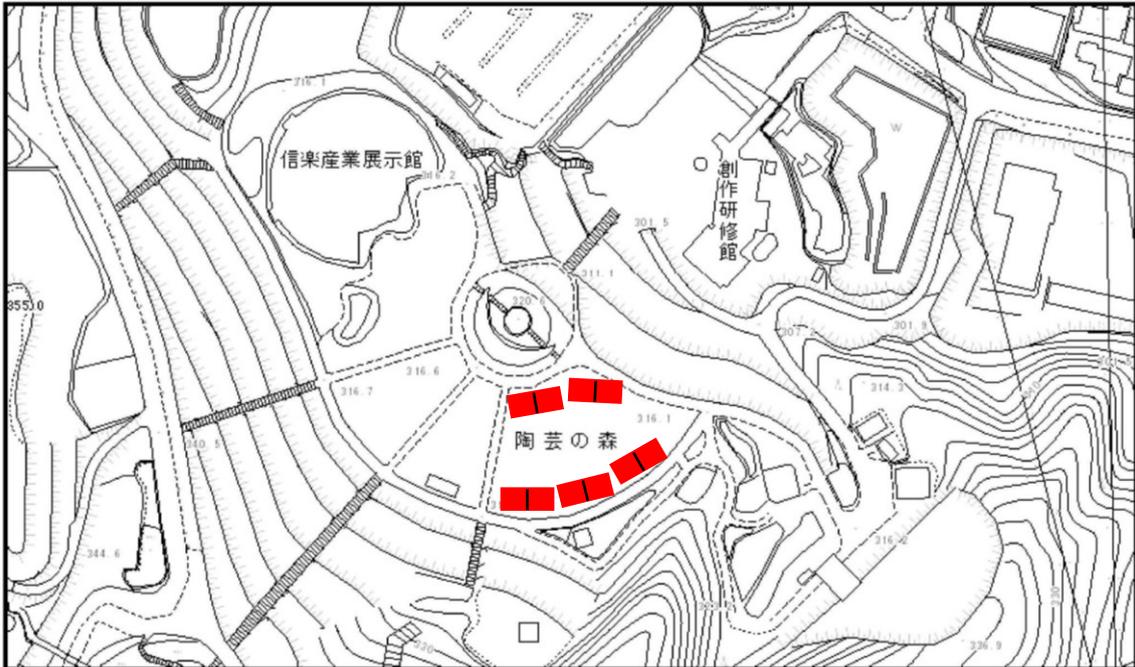
〒529-1804 甲賀市信楽町勅旨 2188-7

滋賀県立陶芸の森 太陽の広場 (図の赤枠の範囲内)

7. 主なイベント参加者(想定)及び参加者数

市内外の小中学生とその保護者、観光客 (約1,000人)

参考配置図（予定）



※出店配置はイメージです。

8. 出店種別

本事業に出店いただける営業形態は、テント内ブース営業またはキッチンカーによる飲食営業のみとなります。

9. 出店申込資格

本事業に出店いただける方は、次のすべての項目を満たす方です。

- (1) 本市に本店（個人事業主の場合は住民登録）又は営業所を有し、飲食店や食料品店等の店舗営業又は移動販売車の営業、農林水産物の生産、食品加工業を行っている個人、法人又は団体。
- (2) 甲賀市内での営業が可能となる食品衛生法等に基づく必要な食品営業許可を得ている方で、本件出店時に、店舗に食品衛生責任者の有資格者が配置できる方。
なお、当該事業を行うにあたり、必要な許認可等の手続きについては事業者の方の責任と負担で実施してください。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない方であること。
- (4) 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条に規定する暴力団、暴力団員その他これらに準ずる方でないこと。
- (5) 催事後に実施する市のアンケート調査に協力できる事業者であること。

10. 出店料

出店料は無料です。

11. 出店申込期間

出店申込期間 令和7年7月25日（金）～8月29日（金）

1 2. 出店申込の方法

本事業への出店を希望される方は、次のとおり、書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ①出店申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③許可証等の写し

保健所等の許可等が必要な商品を取り扱う方は、必ず許可書を取得又は届出等を行い、その写しをご提出ください。なお、保健所等への提出の定めが事業開始後となっている届出等については、事業開始後速やかにご提出ください。

(例)

- ・テントブースでの出店の場合・・・飲食店営業許可証の写し
- ・キッチンカーでの出店の場合・・・自動車営業の許可証の写し
- ・加工品等の販売を行う場合・・・加工品を製造した施設における営業許可証等の写し及び販売にかかる届出書類又は営業許可証の写し

(2) 提出方法等

①提出方法

次のいずれかの方法で下記2 1の問い合わせ先へご提出ください。

- ア. 電子申請フォーム (<https://logoform.jp/f/SimvC>)
- イ. 電子メール
- ウ. 郵送
- エ. 持参

②電子申請フォーム又は電子メールによりご提出いただく場合のご注意

- ・送信後、必ず、下記2 1の問い合わせ先へ電話をかけ受信確認を行ってください。
- ・電子申請フォーム又は電子メールでご提出いただく場合の誓約書（様式2）や許可証等の写しについては、次のいずれかで送付ください。

- ア. スキャナーで読み取ったデータ
- イ. デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真（画像データ）

③電子申請フォーム又は電子メールにより提出していただく場合、誓約書（様式2）は、出店当日、紙で提出してください。

④電子申請フォームからの申し込みは下記二次元コードからアクセスしてください。



(3) 提出先

下記2 1の問い合わせ先と同じ

1 3. 出店者の選定

出店申込みをしていただいた方の中から、出店申込資格を満たしている事業者の方を選定し、10事業者を上限として決定します。

なお、地域の食文化に触れることを目的としているため、地場産品（朝宮茶、土山茶、地元で採れた野菜等）を使用した飲食を提供いただける事業者または市内に本社がある

事業者及び市内に住民登録のある個人事業主を優先します。出店申込者が上限を超過する場合は、抽選により決定するものとします。

また、出店事業者に選定されなかったことによる損失の補償はできません。

14. 出店者の決定・スケジュール

申込締切後、上記「12.」に基づき出店者を決定し、9月上旬までに出店決定通知書を送付します。また、10月中旬までに送付する出店許可書を、出店当日にテントブースまたはキッチンカーに掲示してください。

7月25日（金）	募集開始
8月29日（金）	募集締切
9月上旬	出店決定通知書の送付
10月中旬	出店許可書の送付
11月9日（日）	出店日

※ スケジュールは申込状況等により変更になる場合があります。ただし、出店日の変更はありません。

15. 役割分担等について

(1) 事業者の方

- ① 事業運営（営業に関する届出含む）
- ② 敷地及び設置する設備を含めた維持管理と終了後の原状復帰

(2) 甲賀市

- ① 本事業の総括
- ② 会場の使用承認、調整
- ③ 露店の開設届（出店事業者の申込内容を取りまとめ消防署に提出）
- ④ 模擬店等の食品取扱届出書（出店事業者の申込内容を取りまとめ保健所に提出）
- ⑤ 広報等への協力

16. 費用負担

事業運営に要する費用はすべて事業者負担とします。出店料は免除します。

17. 損害の賠償

事業者の方が第三者に損害を与えた場合、また第三者から損害を受けた場合、事故等があった場合は、直ちに市にその状況を報告し、事業者の方の責任において処理解決することとします。市は、一切の責任を負わないものとします。

なお、過失による事故（食中毒等）に備え、損害賠償保険への加入を推奨します。

18. 食中毒発生防止の徹底

調理時は衛生管理を徹底するとともに、清潔な食器等を使用し食中毒防止に努めてください。

19. 火災予防

発電機など対象火気器具等（移動や運びがができる液体・個体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具）を使用される方は、必ず消火器を準備してください。その他消防署による火災予防に関する指導を遵守してください。特に、出店時間内は、発電

機への給油は絶対にしないでください。

20. 本事業の中止等

本事業の実施にあたり、出店者が公序良俗に反することをした場合、又は著しい荒天などの理由により本事業を中止する必要が生じた場合は、市は本事業を中止することができるものとします。本事業が延期や中止となった場合において、事業者の方に損害が生じて、市は一切その責めを負わないものとします。

また、台風接近等により大雨や暴風のおそれがある場合は、顧客（来場者）と出店者の安全確保のため、彦根气象台発表が発表する気象情報を参考に、早めに中止の判断を行う予定です。開催当日に台風の進路が逸れることがあります。いったん中止と判断したものを開催に変更することはありませんのでご了承ください。また、中止とした場合、出店日を別の日に振り替えることはできませんのでご了承ください。

21. その他の出店条件等

(1) 使用時間

① 搬入時間 午前8時より開始（飲食営業は10時00分から可能）

② 撤収時間 午後3時以降、速やかに撤収

※出店時間中は、完売になった場合も完全撤収はせず来店者の案内に努めてください。

(2) アンケートへの協力

営業終了後に、売上報告等のアンケートにご協力ください。（今後の事業の参考とするためであり、その他の目的には使用しません）。アンケート用紙は、当日配布します。

(3) 陶芸の森敷地内はすべて禁煙です。

(4) 出店中は、食品営業許可証（写し）又は食品衛生法等に基づく届出書類の写しを掲示してください。

(5) 売れ残りに対する売上げの補償はできません。

(6) 雨天時も開催予定ですが、著しい荒天の場合は中止する場合があります。特に、「前日に彦根气象台から気象警報を発表する可能性があることの発表がある場合」及び「開催日に大雨や暴風等の警報が本市に発令された場合」は、中止の判断を行う予定です。中止の場合は、登録されている「現場責任者」の連絡先に連絡します。

また、開催中であっても警報が発令された時点で即時中止とします。

なお、天候や天災により中止になった場合の売上げの補償はできません。

(7) 会場に電源設備はありません。電源が必要な場合は、出店者でご準備ください。

(8) 業務ごみ（段ボール・梱包材等）はすべてお持ち帰りください。

(9) 酒類の提供は原則禁止とします。

(10) 当日の車両は可能な限り最小台数となるよう努めてください。駐車台数を報告いただいた台数分の駐車許可書を出店許可書とともに送付しますので、駐車車両のダッシュボード等の位置に掲示してください。（駐車位置、図も併せて送付します）

(11) 衛生管理

衛生面に最大限の努力をし、事故や苦情等が発生しないよう心がけてください。

(12) 待機客の誘導等

待機客の列が生じた際は、来場者の妨げにならないよう待機客を誘導してください。

(13) SDGsへの取組

SDGs（持続可能な開発目標）への取組を実施するよう努めてください。

・地産地消（新鮮な食材が手に入る、食材を運搬する距離が減り二酸化炭素の排出が減る、地域の生産者の収入につながる）

- ・省エネルギー、省資源に努め、二酸化炭素の発生を抑えて地球温暖化防止に貢献

2 2. 問い合わせ先

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6 0 5 3 番地

甲賀市産業経済部 商工労政課 地場産業振興係

電話：0748-69-2187（直通） FAX：0748-63-4087

電子メールアドレス：koka10351000@city.koka.lg.jp